

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日に当たるときは、その翌日)

告示

## 鳥取県告示第五百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、次の規約により中部市町村共同施設管理組合の職員の研修に関する事務の委託を受けたので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和四十七年七月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

中部市町村共同施設管理組合と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

### (委託事務の範囲)

第一条 中部市町村共同施設管理組合（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

### (経費の負担及び予算の執行)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費（人件費を除く。以下同じ。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聞いたうえ、甲の管理者（以下「管理者」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、委託事務に要する経費の見

都市計画の変更

積書及び研修計画書を管理者に送付するものとする。

第三条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について  
は、鳥取県の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第四条 知事は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後すみやかに管理者に提出するものとする。

#### (決算の場合の措置)

第五条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第五項の規定により決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を管理者に通知するものとする。

#### (連絡会議)

第六条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため必要に応じて管理者と連絡会議を開くものとする。ただし、管理者の申出がある場合においても、連絡会議を開くことができる。

#### (条例等改正の場合の措置)

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

第八条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

#### 附 則

1 この規約は、昭和四十七年七月十日から施行する。

2 管理者は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもつてこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴つて生ずる剩余金は、すみやかに甲に還付しなければならない。

#### 鳥取県告示第五百一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十七年七月三日	佐々木 医 院	西伯郡中山町田中六四六ノ一

#### 鳥取県告示第五百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次のとおり告示する。

昭和四十七年七月二十六日から二十日間

鳥取県知事 石 破 二 朗

- (一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡中山町松河原字中大平一六五二(次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- (三) 解除の理由  
林道敷地とするため

- (四) 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡大山町豊房子西大平二〇五五一一(次の図に示す部分に限る。)

- (五) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- (六) 解除の理由  
林道敷地とするため

#### 鳥取県告示第五百三号

(「次の図」は、省略し、鳥取県農林部造林課及び中山町役場又は大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和四十七年七月十日付で北谷土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(向野地区農道舗装)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、

#### 鳥取県告示第五百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(千代地区ほ場整備)事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十七年七月二十六日から二十日間  
三  
縦覧に供する場所

鳥取市役所  
河原町役場

四  
異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第五百六号**  
昭和四十七年七月八日付で用瀬町長から申請のあつた土地改良（鷹狩地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和四十七年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一  
縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二  
縦覧に供する期間

昭和四十七年七月二十六日から二十日間

三  
縦覧に供する場所

用瀬町役場

四  
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十七年七月二十六日から二十日間  
一  
縦覧に供する書類の名称  
二  
縦覧に供する期間  
三  
縦覧に供する場所  
四  
異議の申出

関金町役場

四  
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第五百七号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。

昭和四十七年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 方メー トル)	用 途
米子市西福原字西原悪水西五二二番地先から同市西福原字西原悪水西五一九ノ二番地先まで	一五二・八六	道路敷	鳥取県告示第五百八号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十七年七月二十五日	鳥取県告示第五百九号
八頭郡河原町大字水根字上漆田四一八ノ三番地先から同町大字水根字上漆田四二〇ノ三番地先まで	一三八・六〇	道路敷	建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。
八頭郡河原町大字水根字上漆田四一八ノ三番地先から同町大字水根字上漆田四二〇ノ三番地先まで	一九・一二	水路敷	鳥取県告示第五百十号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十七年七月二十五日	鳥取県告示第五百十一号
八頭郡智頭町大字大屋字谷田三三三ノ一番地先から同町大字大屋字谷田三三三ノ二番地先まで	一一九・三九	水路敷	建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。
八頭郡智頭町大字大屋四二一ノ一番地先から同町大字大屋四二二ノ一〇番地先まで	一一二・二三	水路敷	鳥取県告示第五百十二号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十七年七月二十五日	鳥取県告示第五百十三号
八頭郡智頭町大字大屋四二二ノ一〇番地先まで	一一九・三九	水路敷	建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。

場	所	(面 方メー トル)	用 途
米子市浦津字清水二二番地先から同市浦津字清水二七ノ一番地先まで	五三・八二	水路敷	鳥取県告示第五百十号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十七年七月二十五日	鳥取県告示第五百十一号
下居三五六六ノ一番地先まで	三一・〇八	道路敷	建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。
鳥取市滝山字下居三五六六番地先から同市滝山字下居三五六六番地先まで	一一九・三九	水路敷	鳥取県告示第五百十二号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十七年七月二十五日	鳥取県告示第五百十三号
大字大屋四二二ノ一〇番地先まで	一一二・二三	水路敷	建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。

場所	(面積) 平方メートル	用途
気高郡鹿野町大字今市字越路谷一一四二ノ一番地 から同町大字今市字越路谷九九九三番地先まで	六七五・〇五	道路敷
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九八二番地先 から同町大字今市字越路谷九九九二番地先まで	七三・六五	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九八七番地先 から同町大字今市字越路谷九九九四番地先まで	一〇四・五六	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九五番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	九九・六九	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九六番地先 から同町大字今市字越路谷九九九八番地先まで	二九二・三六	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九七番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	三三・六二	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九八番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	七三・六〇	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九九番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	二五九・四八	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九九番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	一五六・六〇	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九九番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	一六・一九	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九九番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	八五・五四	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九九番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	一〇・六〇	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九九番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	四一・九五	"
気高郡鹿野町大字今市字越路谷九九九九番地先 から同町大字今市字越路谷九九九九番地先まで	四〇五・六九	"
水路敷	"	"

## 鳥取県告示第五百十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年七月二十五日から用途廃止した。

昭和四十七年七月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

場所	(面積) 平方メートル	用途
鳥取市田島字土手外ノ式五七一ノ三番地先	五〇・四一	道路敷

鳥取県告示第五百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法

から同町大字今市字山崎八九二二番地先まで

から同町大字今市字山崎八九二二番地先まで

から同町大字今市字山崎八九二二番地先まで

第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月二十五日

鳥取県知事 石破

二朗

一 都市計画の種類

公園

二

朗

二 関係図書の縦覧場所  
鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県土木部都市計画課